

信州の木活用課
森林づくり推進課 様
地域振興局林務課長

森林政策課長

「森林土木工事現場における熱中症対策の強化について」の
一部改正について (通知)

令和 7 年 5 月 28 日付け 7 森政第 104 号で通知したこのことについて、「森林整備
保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について(令和 8 年 3
月 26 日付け 7 林整計第 561 号林野庁森林整備部長通知)に基づき一部改正しました。
つきましては、各現場における熱中症対策の更なる強化をお願いします。

記

- 1 改正労働安全衛生規則の施行について
 - ・ 熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順の作成」、「関係者への周知」が事業者¹に義務付けられます。各現場での熱中症対策への取組を施工計画書や現場で確認するとともに適切な指導を行ってください。

- 2 熱中症対策における費用の計上方法の変更について
 - ・ 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」の一部改正(令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 674 号)に基づき、熱中症対策の費用を現場環境改善費の率計上から積み上げ計上に変更します。今後は必要な対策を講じ、適切に経費を計上してください。(積算方法は別紙のとおり)
 - ・ 令和 8 年 5 月 1 日以降に起工起案する工事から適用としますが、適用日時点で契約している工事についても受発注者協議の上で適用可能とします。
 - ・ 熱中症対策における現場管理費の補正(真夏日率)についても引き続き対応をお願いします。

3 適切な工期設定について

- ・ 特に熱中症リスクの高い箇所や工種については、施工時期に配慮して発注してください。
- ・ フレックス工期等を活用し、余裕のある工期設定をするとともに、猛暑日等の理由による工期延長について受注者から請求があった場合には、柔軟に対応するようお願いいたします。

【通知改正経過】

- ・ 令和7年5月28日付け7森政第104号
通知制定
- ・ 令和8年4月16日付け8森政第38号
積み上げ計上できる熱中症対策の金額上限を50%から100%に変更
※変更箇所は別紙見え消し版を参照

問合せ先
担当 指導担当 萩原 百木
TEL：026-235-7265 FAX：026-234-0330
防災無線：8-231-3227
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

令和8年5月1日から適用する
熱中症対策における費用の計上方法について

○ 改正概要

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」に基づき、従来はミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口補水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）で計上していたが、令和7年3月27日付け6林整計第674号通知の一部改正により、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の100%を上限に、設計変更を実施することとした。

○ 改正内容

- (1) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。
- (2) 積み上げ計上を行う場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用※と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

※現場管理費に計上される作業員個人の費用とは、「直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用」を指す。

例) 塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等の作業員個人に対する熱中症対策費用

○ 積み上げ対象となる費用

・現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

例) 遮光ネット、スポットクーラー、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ドライミスト、ミストファン、休息車の配置等

- ① リース品の場合・・・当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上
 - ② 購入品の場合・・・当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上
- なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定すること。

○ 費用の計上方法

- (1) 当初設計時に現場環境改善費（率分）を計上している場合
 - ・当初設計時の現場環境改善費（率分）の100%を上限に変更設計で積上計上する。
Z0013「現場環境改善費（積上分）」の配下へW単価により計上

(2) 当初設計時に現場環境改善費（率分）を計上していない場合

（設計金額が1,000 万未満の工事、公共土木事業施設災害復旧事業により実施する工事、森林整備）

- ・ 当初設計書を用いて、現場環境改善費（率分）を算出し、その金額の100 %を上限に変更設計で積上計上する。

Z0013「現場環境改善費（積上分）」の配下へW単価により計上